

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

（1）地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

当市は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、東は佐賀市、西は多久市及び杵島郡江北町、南は白石町、北は天山山系を境に佐賀市及び唐津市に接し、六角川河口と有明海に面しており、面積は95.81km<sup>2</sup>である。

当市の北部には天山山系が連なり、花崗岩を主とする深成岩類が広く分布しており、中部及び南部は佐賀平野の西部にあたる起伏のほとんどない平坦低地であり、有明粘土層と呼ばれる軟弱な沖積粘土層である。

当市には、南部に干満の差が著しい(6m)有明海沿岸の海岸がある。有明海沿岸は、台風の常襲地で、これまで高潮及び波浪による浸食や浸水が発生している。

市内の河川は、低平地を流れ有明海の干満差の影響を受ける感潮河川である嘉瀬川、六角川の2水系に大別することができる。この中でも、六角川水系牛津川に注ぐ河川は、降雨量の多い時期には洪水が発生しやすい。

有明海沿岸の佐賀平野は、干潟の発達に伴う自然陸化や干拓等によって造陸化された低平地であり、自然排水が困難な地域である。有明海の潮汐の影響を受けるとともに、有明粘土層の軟弱な地盤により広域的な地盤沈下が進行しているため、慢性的な浸水被害が生じている。

② 想定される地域の災害リスク

(洪水：小城市防災ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所の地区である小城市小城町並びに三日月町の大半において、0.3m未満の浸水が予想されているほか、晴気川並びに牛津川に隣接する小城町池上地区と、祇園川と嘉瀬川に隣接する三日月町道辺地区・堀江地区において、最大5m～10m未満の浸水が予想されている。

(土砂災害：小城市防災ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の小城町晴気地区・岩蔵地区・松尾地区並びに三日月町織島地区一帯は、土石流警戒地域等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、この中でも、松尾地区には小城の観光資源である鯉料理店が集まる「清水地区」が含まれている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、小城市小城町並びに三日月町の大半において、震度5強以上の地震が今後30年間で10%以上の確率で発生するといわれており、牛津町と隣接する三日月町樋口・堀江・金田地区においては、震度5強以上の地震が今後30年間で30%以上の確率で発生するといわれている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他：小城市地域防災計画)

年平均気温は約16℃、年降水量は約1,800mmほどで比較的穏やかな風土である。しかし、冬場は天山山系の吹き下ろしの北風がかなり厳しく低温で、夏は有明海から吹いてくる南風のため高温多湿の日が多い。過去、梅雨末期に大雨が降ることが多く、大きな被害をもたらしている。また、夏から秋にかけて台風の被害もたびたび受けている。

(2) 商工業者の状況（令和3年2月28日現在）

- ・商工業者等数 1,182人
- ・小規模事業者数 1,077人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	253	237	
	製造業	91	83	
	卸売業	37	33	
	小売業	228	197	
	飲食・宿泊業	101	96	
	サービス業	335	305	
	その他	137	126	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップなどの配布
- ・災害情報共有システム（Lアラート）・緊急速報メール・防災行政無線・災害情報等配信サービス・広報車・ホームページ・SNS（フェイスブック等）など複数の手段による伝達方法の整備
- ・小城市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当所の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・関係機関が開催する事業者BCP策定セミナー情報の周知
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの開催並びに策定個社支援
- ・事業者BCP策定セミナーへの職員派遣
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援（令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口、令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口等）

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時・緊急時に応える体制が出来ていない。更には、近年災害が多発している中、災害に関しての損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るために、職員の災害に関する損害保険・共済の知識および提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にあっても、B C P策定や事業継続力強化の取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓蒙を行なながら、小規模事業者の事業継続力強化計画策定支援を行う必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害対策マニュアルの整備並びに当所職員の災害に関する知識・ノウハウの習得。
- ・災害に関する保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行なうため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月1日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### <1. 事前の対策>

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国、県、市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介、事業者BCPや事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和3年3月事業継続計画を作成。（別添）

#### 3) 関係団体等との連携

- ・佐賀県火災共済協同組合等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者的事業者BCPや事業継続力強化計画等取組状況の確認
- ・当所と当市で、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(電話だけでなく、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、小城市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自分がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

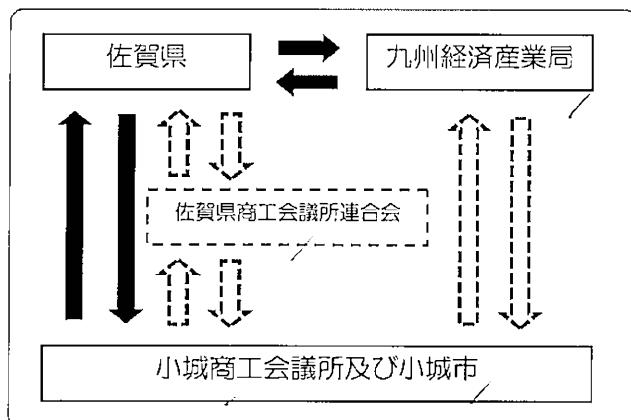
期間	共有頻度
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月～2ヶ月	1週間に1回共有する
2ヶ月以降	必要に応じて共有する

※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合がある。

- ・当市で取りまとめた新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や商工会議所連合会等に相談する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

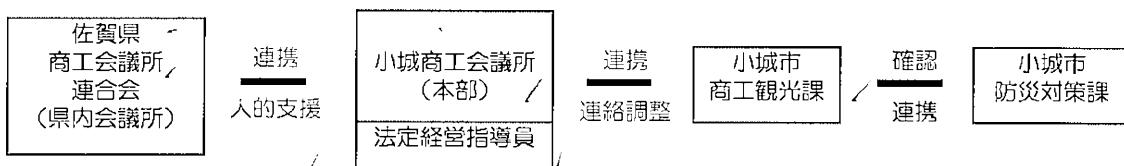
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 3 年 3 月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 [REDACTED] (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

小城商工会議所 中小企業相談所

〒845-0001 佐賀県小城市小城町253番地21 ゆめぷらっと小城3F

TEL: 0952-73-4111 / FAX: 0952-72-4120

E-mail: ccog0000@ogi-cci.or.jp

②関係市町

小城市役所 商工観光課

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2

TEL: 0952-37-6129 / FAX: 0952-37-6166

E-mail: shoukoukankou@city.ogi.lg.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・専門家派遣費	180	180	180	180	180
・防災、感染症対策費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入、補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	